

## 維持管理計画書

### 1. 産業廃棄物の受入管理

#### 1) 事前の確認

排出事業者から産業廃棄物の処分依頼があった場合は、あらかじめ、当該産業廃棄物の情報(種類、量、発生工程、性状、荷姿、石綿含有産業廃棄物の有無等)を入手し、必要に応じて有害物質等の分析データ等も確認した上で、受入可否を検討する。

#### 2) 委託契約の締結

(1)の事前の確認において、受入に支障がないことを確認してから、委託契約を締結する。

#### 3) 受付作業

##### (1) 受付時の確認

管理棟において受付をする際には、目視により運搬車両に積まれた産業廃棄物の確認を行う。

事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者に戻却する。

##### (2) 計量

1)の確認が終了した運搬車両について、トラックスケールで搬入量の計量を行い、廃棄物の種類ごとに受入量を確認、記録する。

##### (3) 性状の検査

必要に応じて、搬入された産業廃棄物の抜き取り検査を行い、性状を分析する。

分析の結果、受入が不可能な物質等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者に戻却する。

#### 4) 一時保管

受付作業を終えた廃棄物については、廃棄物の種類に応じ定められた保管場所で、処理基準を厳守して適切に保管する。

### 2. 焼却処理

#### 1) 焼却処理

##### (1) 廃棄物の搬入

処理する産業廃棄物は、フレコンバック等で運搬し、フォークリフト等により投入バケット経由で、乾溜ガス化炉へ投入する。

##### (2) 焼却処理

一連の焼却処理は、各設備の計装装置を集約した中央制御盤で集中制御により行う。

なお、中央制御盤には、運転管理マニュアルを整備し、社員に対しその理解及び適切な運用について教育する。

##### (3) 焼却処理により発生した産業廃棄物の処理

焼却処理により発生した燃え殻、ばいじんについては、必要に応じてダイオキシン類や重金属類など含有量、溶出量の検査を行い、その性状を把握した上で当社管理型最終処分場にて適切に処理を行う。

2) 異状発生時の措置

処理中に異状が生じた場合は、ただちに廃棄物の搬入及び焼却処理を中止し、原因調査を行う。

また、調査結果及び原因調査方針について、速やかに後志総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

3. 施設の整備・点検計画

施設の機能維持に影響を与える異常を早期に発見するため、各設備の整備・点検計画を次のとおり定める。

1) 点検の種類

当該焼却施設においては、次の点検を実施する。

(1) 日常点検

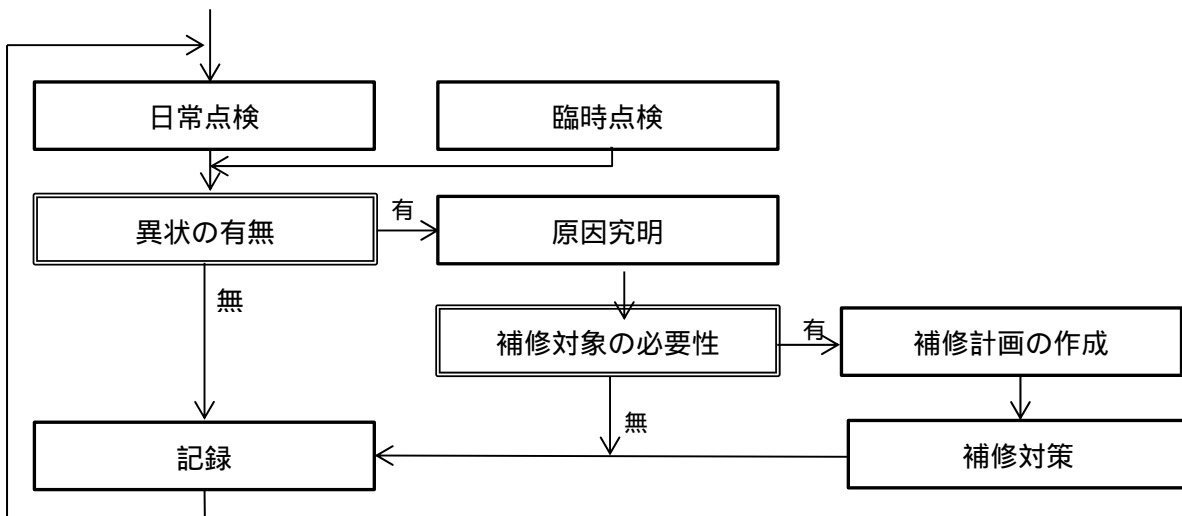
周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異状の早期発見を目的として実施する点検。

(2) 臨時点検

地震時などの異常時に随時実施する点検。

2) 点検管理フロー

各設備の点検は、下記フローに基づき実施する。



3) 点検内容等

各設備の点検項目、点検頻度及び点検方法は次のとおりとする。

ただし、地震等などの異常時は、これらの点検項目のうち点検が必要と認められる項目について、臨時点検を実施する。



4) 異常発見時の対応

3) の点検により異常が発見された際は、原因究明調査を行う。

調査の結果、補修が必要と認められる場合は、補修計画を作成の上、設備の補修・整備を行う。

なお、補修が設備の変更を伴うものとなる場合は、事前に法的手続きの有無等について後志総合振興局と相談する。

5) 点検結果等の記録

点検結果・補修整備事項などの記録を取り、3年間、保存する。

6) 施設の整備

(1) 焼却関連設備全般

年1回、メーカーによる定期点検を受検する。

(2) 計量設備(既存トラックスケール)

年に1回、計量法に基づく定期検査を実施する。

#### 4. モニタリング

施設の機能・周辺的环境に与える影響などを把握するため、次のとおりモニタリングを行う。

1) モニタリング内容等

当該焼却施設におけるモニタリング対象、項目、頻度等は次のとおりとする。

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
排ガス	ダイオキシン類	煙突 排ガス測定口	1回/年	
	ばいじん		2回/年	
	硫黄酸化物		2回/年	
	窒素酸化物		2回/年	
	塩化水素		自動測定	
	一酸化炭素		自動測定	
温度	焼却ガス温度	燃焼室 集じん器前 乾溜ガス化炉 A 乾溜ガス化炉 B ・乾溜ガス化炉 A 出口 ・乾溜ガス化炉 B 出口 ・燃焼炉 ・燃焼炉出口 ・冷却炉出口 ・急冷塔出口 ・誘引ファン出口	自動測定	
悪臭	悪臭物質	敷地境界	随時	

2) 異状時に講じる措置

排ガスの検査で異状(基準超過等)が確認された場合は、ただちに廃棄物の搬入及び焼却処理を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行う。

また、検査結果及び原因調査方針について、速やかに後志総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

5. 情報管理

1) 維持管理に関する記録の作成及び閲覧

廃棄物の処理量、施設の点検結果及びモニタリング結果等については、記録を作成し、その一部については、次のとおり閲覧に供する。

なお作成した記録は当該施設の廃止までの間、保存する。

閲覧場所

ニセコ環境株式会社 峠下リサイクルセンター管理棟事務室

閲覧時間

9時から17時まで(日曜日及び祝祭日は除く)

閲覧期間

当該記録を閲覧場所に備え置いた日から3年間

閲覧に供する記録及び据え置く期日

表-2のとおりとする。

表-2 閲覧に供する記録及び据え置く期日

	閲覧に供する記録	据え置く期日
1	処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
2	焼却室燃焼ガス温度・集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定を行った位置	当該排ガス測定の結果の 得られた日の 属する月の翌月の末日
	焼却室燃焼ガス温度・集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定結果を得られた年月日	
	焼却室燃焼ガス温度・集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定結果	
3	冷却設備及び排ガス処理設備に堆せきしたばいじんの除去を行った年月日	当該除去を行った日の 属する月の翌月の末日
4	排ガス測定に係る排ガスを採取した位置	当該排ガス測定の結果の 得られた日の 属する月の翌月の末日
	排ガス測定に係る排ガスを採取した年月日	
	排ガス測定の結果の得られた年月日	
	排ガス測定の結果	

2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記1)の閲覧に供する記録及び当該焼却設備の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

(1) 公表するホームページのアドレス

<http://www.niseko-tr.co.jp/> (変更する場合があります。)

(2) 公表期間

維持管理の状況に関する情報

表-2 に定める備え置く期日から起算して3年を経過するまでの間

維持管理に関する計画

許可後から当該焼却施設の廃止までの間